

内閣參質一九二第一〇一號

平成二十八年十二月二十二日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出吉國内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(C)

(O)

参議院議員小西洋之君提出吉國內閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の答弁を含め昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官（当時）の答弁と御指摘の「昭和四十七年政府見解」との関係については、先の答弁書（平成二十七年十月六日内閣参質一八九第三六四号。以下「三六四号答弁書」という。）においてお答えしたとおりである。

三について

当時においては、三六四号答弁書で述べた昭和四十七年の政府見解の（一）及び（二）の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提として議論がなされていたものであり、御指摘の吉國內閣法制局長官（当時）の答弁にいう「その防げなかつた侵略」とは、我が国に対する侵略について述べたものである。

(

O